

第 1 5 回 碧南市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 9 月 2 6 日（木曜日）午後 2 時から午後 2 時 2 5 分まで
2. 場 所 碧南市役所本庁舎 議員大会議室
3. 出席委員（農業委員出席 1 1 名／定数 1 1 名、農地利用最適化推進委員出席 7 名／定数 9 名）

会 長	神谷昌明		
農業委員	永坂邦男	山中力四郎	市古昭子
	原田孝司	黒田実	長谷部実
	藤浦利吉	近藤正孝	金子さか江
	三島孝二		
農地利用最適化推進委員			
	石川清勝	藤関弘之	永井是充
	金原節子	加藤浩孝	下島良一
	磯貝孝弘		
4. 欠席委員（農地利用最適化推進委員 1 名）

新美康弘	杉浦孝明
------	------
5. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の選定について
 - 第 2（1）議案について (2 4 件)

議案第 1 号 碧南農業振興地域整備計画の見直しの件	1 件
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の件	1 件
議案第 3 号 農用地利用集積計画の件	2 2 件

（2）報告事項について (1 6 件)

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の件	3 件
報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の件	7 件
報告第 3 号 農地法第 1 8 条第 6 号の規定による届出の件	1 件

追加報告

報告第 4 号 生産緑地あっせん願いの件	1 件
報告第 5 号 生産緑地あっせん不成立の件	4 件
6. 事務局・説明員

次 長	亀島弘樹	係 長	松井佑未子	主 事	片山大輔
主 事	石川修平				

7. 議事とその結果

事務局	皆さん、こんにちは。 定刻となりましたので、ただいまより「第15回 碧南市農業委員会」を開会します。まず、事務局から、本日の出席状況についてご報告いたします。15番委員、19番委員より欠席の届け出がありました。よって、農業委員11名・推進委員7名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本総会は成立していますことをご報告いたします。なお、事務局長につきましては、別の公務があり本日欠席しておりますのでご了承ください。 それではこれより議事の審査に入ります。碧南市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により以降の議事の進行は神谷昌明会長にお願いします。
会 長	本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。 これより会議に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員の選定ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。
議 場	(「異議無し」の声)
会 長	それでは、4番委員、5番委員にお願いします。
会 長	次に、日程第2の議事に入ります。 議案第1号、「碧南農業振興地域整備計画の見直しの件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	1ページをご覧ください。議案第1号、碧南農業振興地域整備計画の見直しの件についてです。 受付番号746番 申出人は碧南市長です。碧南農業振興地域整備計画は、農用地を集団的かつ良好な状態で確保・保全し、有効利用を図るとともに、地域の発展に必要な都市的土地需要との適切な調整を行うものとして、10年先を見据えた計画を策定したもので、おおよそ5年に一度定期的な変更をしております。 前回の変更が令和2年2月で、間もなく5年が経過するため、この度計画を見直すこととなりました。 別紙の碧南農業振興地域整備計画書（案）をご覧ください。主な変更内容は、様々なデータ数値を最新にしたこと、整備計画書6ページで農業上の土地利用の用途区分の構想の、A-1（西端・新川地区）で、山下町の農地について都市計画マスタープランに基づき、市民の健康促進やスポーツ振興を図るため、グラウンド等を有する公園緑地の整備予定地として位置づけたことです。この山下町についての記載は今後このグラウンド整備の計画が決定した際に、整備計画に記載がないと除外が不可能であるため、あくまで都市マスタープランに基づいた形で計画として位置づけを行ったものです。 また、今回の全体見直しでは、農用地の周辺における整理で、編入が1件ございます。内容につきましては、資料ナンバー2をご覧ください。 変更理由書番号1、変更の目的は農用地区域への編入です。事業計画者は碧南市長。対象地は、川口町1丁目170番3 畑 1, 702㎡、同じく171番1 畑2, 656㎡、同じく172番1 畑1, 966㎡、同じく173番1 畑2, 682㎡、同じく180番4 畑1, 211㎡、同じく181番1 畑2, 617㎡、18

	2番2 畑1, 314㎡ の計 7筆 14, 148㎡ です。対象地は10ha以上の集团的農地に含まれる農地であり、基盤整備実施済みであるため、農用地区域の設定方針に該当することから、農用地区域へ編入するものです。地図は4ページにございます。 また、この農業振興地域整備計画の変更案につきましては、本委員会でご了承いただくことができましたら、愛知県知事との事前協議の手続に移らせていただくことになります。以上です。
会 長	ありがとうございました。この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
18番委員	「会長。」(挙手)
会 長	18番委員。(指名)
18番委員	編入の件は私の方から事務局へ相談させていただきました。農家の分家住宅が見込まれるということで計画策定時に白地になった訳ですが、市街化区域に出て行かれる方もいて、現在まで農地として使われてきた。畑管も入っているが、白地という理由で畑管を修理する際も個人負担になってしまう。地主さんが売買したいという場合も、白地であるがために譲渡所得税の控除が効かないため、売買が難しい。地主の皆さんにも同意をいただいたので、農地として今後も維持していくためにも、皆様のご理解をいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。
会 長	詳しい説明を有難うございます。今の説明を踏まえて何かご質問等ございませんか。
会 長	よろしいですか。それでは簡易採決します。
議 場	議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。
会 長	(「異議無し」の声)
会 長	異議もございませんので、議案第1号は原案のとおり決定しました。
会 長	次に、議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	<u>2ページ</u>をお開きください。 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の件、県許可についてです。 受付番号747番、 〇〇町〇丁目〇〇番地、〇〇〇〇 さんから、 〇〇区〇丁目〇〇番〇号、〇〇〇〇株式会社さんへ、 □□町□丁目□番、田、2934㎡につきまして、 事業用定期借地権の設定で、研究施設への転用です。 本工場や組立テントをはじめとした研究施設1式、建築面積725.53㎡、建蔽率24.7%、駐車場15台分です。 申請理由としましては、「現在山梨県にある研究開発施設では、水素エンジンの様々な計測分析を行っていますが、借地であったため土地の返還を求められ、半分以上の敷地が返還により減少し、早急に移転しなければならない状態にあります。兵庫県、福島県、愛知県等の誘致がある中、交通の便もよく現施設から設備機械を運搬するコストが抑えられる愛知県内に絞りました。その中でも申請地の近隣には内燃機関のサ

プライヤーや技術者も多く、部品調達や採用の面で水素エンジンの研究・開発を行うには最も適した土地であります。また現施設用地より広い敷地面積の申請地に移転することにより設備や人員を増やすことで作業効率の大幅な向上が見込まれるため、今回の申請を行うに至りました」とのことです。

申請地の農地区分は、第3種農地と考えます。第3種農地とは、「市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい農地」で、今回の申請地は、第3種農地の中でも、「街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域」に相当していると考えます。

この第3種農地は、「原則として転用許可することができる」区域にあたります。

また申請書には、碧南市土地改良区、油ヶ渕悪水土地改良区、明治用水土地改良区の意見書が添付されており、支障なしの意見となっております。

以上のように、農地法第5条第1項の許可の要件を全て満たしていると考えます。

なお、令和6年9月6日に、神谷会長、5番委員と事務局で、現場確認を実施しております。

地図は、23 ページにあります。また、図面は、24 ページにあります。

会 長

ありがとうございました。

只今の説明に関連して、現地確認した委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。まず、私から報告させていただきます。

会 長

5番委員と事務局と現地確認いたしました。現状は水稲が作付けされており異常はないと思います。また、立地的に周りが全て工場に囲まれている地区なので問題ないと感じております。

会 長

次に、5番委員をお願いします。

5番委員

事務局と会長と現地確認しましたが、会長が言われたように水稲が作付けされており、現地確認した際は収穫前の状況でした。特に問題ないと思います。

会 長

ありがとうございました。この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。

18番委員

会長。(挙手)

会 長

18番委員。(指名)

18番委員

水素エンジンの開発ということだが、水素エンジンってまだ出来ていないの。

事務局

一般車両では既に実用化が進んでいるところだが、大型車のエンジンということで先進的な取り組みとなります。

会 長

他にはございませんか。よろしいですか。それでは簡易採決します。

議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

議 場

(「異議無し」の声)

会 長

異議もございませんので、議案第2号は原案のとおり決定しました。

会 長

次に、議案第3号、「農用地利用集積計画の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

3ページをお開きください。議案第3号、農用地利用集積計画の件についてです。

相対による貸借権設定は、合計件数21件、合計面積33,798㎡です。内訳は、畑33,798㎡です。

転貸による利用権設定は、合計件数1件、合計面積1,479㎡です。内訳は、田1,

	479㎡です。
	以上の計画の内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の、 第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。 第2号、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である イ、耕作等に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認め られること。 ロ、耕作等に必要な農作業に常時従事すると認められること。 の各要件を満たしていると考えます。以上です。
会 長	ありがとうございました。
	全体の審議に入る前に、出席委員の関連議案を先決します。2番委員の案件を先決し ます。
会 長	2番委員の案件は、受付番号751番です。
	この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
会 長	よろしいですか。それでは簡易採決します。
	2番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
議 場	(「異議無し」の声)
会 長	異議もございませんので、2番委員関連の受付番号751番は、原案のとおり決定し ました。
会 長	続きまして、9番委員の案件を先決します。
会 長	9番委員の案件は、受付番号754番です。
	この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
会 長	よろしいですか。それでは簡易採決します。
	9番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
議 場	(「異議無し」の声)
会 長	異議もございませんので、9番委員関連の受付番号754番は、原案のとおり決 定しました。
会 長	続きまして、14番委員の案件を先決します。
会 長	14番委員の案件は、受付番号761番です。
	この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
会 長	よろしいですか。それでは簡易採決します。
	14番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませ んか。
議 場	(「異議無し」の声)
会 長	異議もございませんので、14番委員関連の受付番号761番は、原案のとおり 決定しました。
会 長	それでは、先決3件を除く19件について、質疑に入ります。
	この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
会 長	よろしいですか。それでは簡易採決します。
	議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。
議 場	(「異議無し」の声)

会 長	異議もございませんので、議案第 3 号は原案のとおり決定しました。
会 長	引き続きまして、報告事項に入ります。
	報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の件 3 件
	報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の件 7 件
	報告第 3 号 農地法第 1 8 条第 6 号の規定による通知の件 1 件
	追加報告
	報告第 4 号 生産緑地あつせん願いの件 1 件
	報告第 5 号 生産緑地あつせん不成立の件 4 件
	合計 1 6 件、一括報告してください。
事務局	(報告)
会 長	ありがとうございました。
	只今の報告について、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。
会 長	それでは他に質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。
	以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。
会 長	続きまして、碧南市農業委員会会議規則第 1 1 条の規定で、委員は動議を提出できるとあります。その他として、動議はございませんか。
会 長	無いようですので以上をもちまして、第 1 5 回碧南市農業委員会を閉会とします。

～午後 2 時 2 5 分閉会～